

平成 3 1 年度

# 仁木町教育行政執行方針

仁木町教育委員会

## 平成31年度仁木町教育行政執行方針

平成31年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、平成30年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、これからの社会は、I o Tやビッグデータ、人工知能を始めとする急速な技術革新や、グローバル化の一層の進展などにより、大きく変化することが予想されています。これからの教育には、こうした社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を發揮し、未来を切り拓く力を身に付けていくことが求められており、「ふるさと仁木」に愛着を持ち、世界に視野を広げ、多様性を尊重し、共に支えあいながら、理解し解決できる人材を育むことが重要と考えております。

平成31年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、「仁木町に生まれて良かった。育って良かった」と誰もが思える町にするため、第5期仁木町総合計画を基に、仁木町教育大綱及び仁木町教育目標に定める「心豊かに学び育むまちづくり」の具現化に向け、「学校教

育」と「生涯学習」が有機的に関わりながら取組の方向と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。

新しい学習指導要領は、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施されるところであり、その中では子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を身に付けるためには、各学校が、より良い学校教育を通して、より良い社会を創るという目標を社会と共有し、必要な資質や能力を、社会との連携・協働により育成する「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を実践することが求められています。

本町の学校教育におきましては、円滑な学校運営を基盤とし、新しい学習指導要領における様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「確かな学力の育成」であります。

子どもたちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。

そのためには、教職員一人ひとりが、これまでの優れた教育実践の中において授業を見つめ直し、これからの時代に求められる資質や能力を育んでいくことが重要であります。

全国学力・学習状況調査の結果から、知識的な学力及び活用的な学力はともに定着傾向にあります。文章力や記述式の回答などは底上げが必要であると受け止めており、複数の教職員が連携して授業を行うTT指導など、きめ細かな指導の充実を図ってまいります。また、イベント等を通じた地域協働の充実、家庭学習の習慣化、学校内における連携を強化した組織づくりなど、学びを広げる取組を一層進めてまいります。

学校力向上支援員につきましては、これまで実施してきたTT指導、その日の授業や学期のまとめ学習を集団で行う放課後学習会や長期休業期間中の学習会の支援など学力向上に対する方策のほか、不登校児童生徒の学校への早期復帰に対する支援、児童生徒の生活指導、教職員の指導力向上や学校経営力の向上に対する支援を行い、児童生徒の学力向上や適応指導、学校の指導力向上に成果を上げて

おります。本年度におきましても、引き続き小学校と中学校に配置してまいります。

特別支援教育支援員につきましても、各学校に配置し、教育的配慮が必要な児童生徒に対し、個々に応じたきめ細かな教育を進めてまいります。また、仁木町特別支援教育連携協議会につきましては、支援を必要とする幼児及び児童生徒に係るケース会議を開催するほか、緊急的に合理的配慮が必要な児童生徒の事案に対し柔軟に対応できるよう教育支援会議を設置し、早期の実態把握や対応に努め、適切な相談、支援体制の充実を図ってまいります。

外国語指導助手（A L T）の活用につきましては、新しい学習指導要領により小学校で実施されます3、4年生の外国語活動並びに5、6年生の外国語の教科化を見据え、昨年度からA L Tを2名体制として実施しており、本年度におきましても、引き続き児童生徒の対話的な学びにつながる学習を実践してまいります。

情報通信技術（I C T）の活用につきましては、小学校では翌年度から必修化されるプログラミング教育の準備として、専用ソフトやロボットを導入した授業展開並びに、家庭学習をサポートするeラーニングシステムの活用を実施してまいります。

また、ウィンドウズセブンのサポートが翌年1月に終了することから、各学校のパソコンを更新し、セキュリティを強化してまいります。

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者の負担を軽減するために実施している就学援助につきましては、今後も引き続き本制度の周知と運用に努めてまいります。

重点の2つ目は、「豊かな心と健やかな身体の育成」であります。

近年、相手のことをうまく理解できず、一方的に思いをぶつけてしまうことで相手を傷つけ、困惑させてしまう児童生徒が増加傾向となっていることから、中学校では本年度から特別の教科となる「道徳」や体験学習、さらには読書活動を推進し、「健やかな心」の育成を図ってまいります。

あいさつは、人間が社会で生活していく上での潤滑油であり、コミュニケーションの基本と言われております。

あいさつの励行につきましては、教育委員会や学校において、元気に相手の目を見てあいさつができる児童生徒が増えるよう、積極的に取り組んでまいりました。本年度も引き続き、誰に対しても気持ち伝わる心のこもったあいさつができるよう取り組んでまいります。

「郷土を愛する心」の育成につきましては、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業である農業の体験学習や地元企業等からの講師派遣など、地域資源や人材の積極的な活用を図るほか、学校教育と生涯学習を連携させ、本町の歴史や地域に触れる「ふる

さと学習」を推進してまいります。

また、地域における社会生活を総合的に理解し、地域社会の一員としての自覚や、郷土に対する誇りや愛情を育むため、小学校中学年で使用しております社会科副読本の全面改定に着手いたします。

このほか、中学2年生を対象とした宿泊研修時における演劇等鑑賞経費の一部助成を引き続き実施し、「豊かな心」の育成を図ってまいります。

いじめ対策につきましては、仁木町子どものいじめ防止条例の周知を図るとともに、各学校における望ましい人間関係の醸成はもとより、いじめ等の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応が図れるよう取り進めてまいります。

体調不良やその他の要因により不登校となる児童生徒やそれらの状況に悩む保護者に対して適切なサポートができるよう、仁木町不登校等児童・生徒支援会議を活用し、早期に対応できる体制づくりや関係機関との連携に努めてまいります。

児童生徒の心の悩みへの対応につきましては、臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーの継続配置を北海道教育委員会へ要望してまいります。

情報モラル教育につきましては、ツイッターやBBS（電子掲示板）、動画投稿サイトなどにおける、不法行為やネットいじめなどのネットトラブルが北海道教育委員会から報告されていることから、

これらの利用方法について、共通で一貫した指導を関係機関、保護者、小中学校間の連携により進めるほか、北海道教育委員会による「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール」を活用し、指導、啓発を行ってまいります。

健やかな身体は、あらゆる活動の源として、意欲や気力の充実に大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであります。

文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、小学校、中学校共に、女子の運動能力に課題が見受けられるため、学校及びスポーツ少年団等と連携を図り、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

児童生徒の健康課題の解決につきましては、学校保健委員会を活用し、子どもの心身の健康を守り、安全、安心を確保するため学校全体として取り組んでまいります。

重点の3つ目は、「信頼される学校づくり」であります。

地域と連携した信頼される学校づくりにつきましては、保護者アンケートや学校評価を引き続き行い、保護者や地域住民に対し、学校だよりや授業参観を通じて、アンケート結果や学校の改善方法を説明する取組を進めてまいります。

また、学校職員人事評価により、教職員による主体的な資質向上

やモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底など、今後一層、教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図ってまいります。

近年問題視されている教職員の長時間労働の対応につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプランに基づき、昨年度から長期休業期間中における閉校日や、定時退勤日を設定し、取組を進めているところでありますが、本年度は、各学校に校務支援システムを導入し、指導要録や通知表作成などの業務の効率化・省力化を図るとともに、出退勤時間の管理などを行い、引き続き、業務削減や勤務環境の整備に取り組んでまいります。

重点の4つ目は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。

昨年9月に発生した胆振東部地震や大規模な自然災害などを踏まえ、学校における各種災害対応マニュアルの見直し、防災訓練の実施等、引き続き防災教育の充実を図るとともに、危機管理能力を育てる指導などの教育の充実に努めてまいります。

児童生徒の登下校における安全の確保につきましては、仁木町通学路安全推進会議を必要に応じて開催し、通学路の安全確認を実施するほか、スクールバスの運行や「子ども110番協力の家」に対する理解を深める活動など、児童生徒を見守る体制や啓発活動を継続してまいります。

小中一貫教育につきましては、義務教育の9年間で系統的・継続

的な教育を行うための有効な方法の一つとして、平成27年度から調査研究を進めておりましたが、本年度から小中一貫教育やコミュニティスクールの導入に向けた検討をより発展させて進めることを目指し、様々な学校形態がある中で本町にとって一番好ましいものを見極めるため、「仁木町立学校整備促進審議会」を設置し、地域住民からの意見を積み上げることにより、様々な角度から検討を進めてまいります。

また、各学校とも建設後、四半世紀を経過していることから、文部科学省から示されているインフラ長寿命化に係る指針や仁木町公共施設等総合管理計画に基づき、校舎の大規模修繕を見据えた個別施設計画の策定について、仁木町立学校整備促進審議会での検討結果を踏まえ、準備を進めてまいります。

重点の5つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭を中心として、引き続き各学校において、定期的、計画的に指導を行い、児童生徒自らが健康を管理する力を育むとともに、本町及び北後志管内を始め、北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地域の産業や文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一

に、献立の工夫や改善に努めているところであり、今後におきましても栄養バランスに配慮し、児童生徒の思い出に残る学校給食の提供に努めてまいります。

なお、子育て世代の経済的支援を図るため、学校給食費の補助を本年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において、自発的・自主的に学び続けることができる社会の実現を目指すことにあります。

本町の生涯学習におきましても、心の豊かさと生きがいを育むため、学習環境の充実を図り、各世代に応じた学習活動ができるよう、重点的に取り組む政策を定めました。

重点の1つ目は、「社会教育活動の推進」であります。

少子高齢化の進行や国際化、情報化の進展など、社会を取り巻く状況は急速に変化しております。

このような状況において本町の社会教育を一層発展させるためには、豊かな人間性など生きる力を育成することはもとより、時代の潮流を的確に捉え、社会の急激な変化に対応できる人材の育成や確

保、さらには学習機会の創出や情報提供などの充実が求められています。

子どもたちの「生きる力」と「ふるさと仁木」への愛着や誇りを醸成するため、仁木町陶芸愛好会やいけばな愛好会など町内の社会教育関係団体並びに地域連携包括協定を締結しております株式会社もりもとに協力をいただき、年間通して開催する子ども体験塾や小中学生を対象としたお菓子づくり教室を昨年度に引き続き実施してまいります。

高齢者のやりがいや生きがいなど、充実した生活をサポートするため、「やすらぎ大学」を開催し、生きがいを高める学習や社会参加活動の促進と健康の保持、増進に努めてまいります。

女性の学習意欲を高める取組といたしましては、「女性のつどい」など、各種事業を開催し、女性団体の活性化と地域課題に即した社会活動への参加の促進を支援してまいります。

また、町民の国際感覚を高めるため、小中学校に配置している外国語指導助手を活用し、子ども向け英会話教室を開設するほか、やすらぎ大学においても英会話の時間を設けるなど、子どもから高齢者まで幅広く外国人との交流を推進してまいります。

仁木町民センター及び図書室等の文化施設につきましては、町民のやすらぎの場として、適切な施設維持を実施するほか、図書室においては、計画的な図書の購入、蔵書の整理による読書環境の整備

を図り、より一層の利用促進を図れるよう努めてまいります。

重点の2つ目は、「芸術・文化の振興」であります。

芸術・文化は、私たちに喜びや感動、心のやすらぎをもたらし、人生に潤いを与えてくれるものであると同時に、豊かな感性や創造性を育む社会的財産であります。

ゆとりと潤いを実感し、生涯を通して活動の推進を図るため、文化連盟や郷土芸能認定団体の活動支援を引き続き行うとともに、仁木みらい塾等の関係団体と連携を図り、文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。

また、文化財の保護、活用につきましては、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町内文化財の調査及び保護活動を継続的に展開し、文化財を理解し、親しみ、保護する意識の啓発に努めてまいります。

このほか、子どもたちに「郷土を愛する心」が育まれるよう、学校・地域・関係団体と連携し、町内史跡めぐりや地域における農業体験学習などの「ふるさと学習」を引き続き実施してまいります。

重点の3つ目は、「スポーツ活動の普及と振興」であります。

スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促し、仲間や指導者との交流や、達成感、連帯感などを高めるとともに、スポーツを通じ

て町民の交流を深め、地域におけるコミュニティの醸成にも大きな役割を担っております。

町民の皆さまが体力や年齢に応じたスポーツ活動を行い、人格の形成や体力向上、青少年の健全育成や明るく豊かで活力に満ちた社会形成を図れるよう、各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進、各種スポーツ大会情報の提供や、各体育団体等への活動支援による各種事業の充実、スポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動への積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。

また、仁木町山村開発センター、仁木町営プール及び仁木町民スキー場等の体育施設につきましては、各施設とも町内外から多くの皆さまにご利用いただいております。

これらの施設においては、指定管理者や管理人と連携し、スポーツ活動の中心的施設として、より多くの皆さまに利用していただけるよう、引き続き適切な管理運営を行い、スポーツ環境の向上に努めてまいります。

以上、平成31年度に取り組む重点施策を申し上げます。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。

教育委員会といたしましては、子どもたちから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人

生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携のもと、一丸となって本町教育の充実・発展に取り組んでまいります。

町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。